



『親鸞聖人七百五十回大遠忌についての消息』をいただいて (三)

千葉 乘 隆 (ちば じょうりゅう)

このご消息には、まずはじめに平成二十三年四月に宗祖親鸞聖人の七百五十回大遠忌法要を勤修することを披露し、これを機縁に聖人のご苦勞をしのび、お徳を讃えるとともに、浄土真宗の教えを深く受け止め、混迷の時代を導く灯火として、広く伝わるよう願っておられます。

ついで、「親鸞聖人は承安三年にご誕生になり、九歳で出家得度され、比叡山で学問と修行に励まれました。しかし、迷いを離れる道を見出すことができず、二十九歳の時、聖徳太子の示現を得て、源空聖人に遇われ、本願を信じ、念仏する身となられました。三十五歳の時、承元の法難により、越後にご流罪となられますが、後にはご家族を伴って関東に移り、人びとと生活をともにし、自信教人信の道を歩まれました。晩年は京都で、ご本典の完成に努められるとともに、三帖和讃など多くの著述にお力を注がれ、九十歳を一期として往生の素懐を遂げられました。」と聖人のご生涯の主要なご事績を簡潔に示しておられます。



親鸞聖人のご生涯は波瀾に富んだものですが、ご自身のことについては、あまり語ってはおりません。ただ『顕浄土真実教行証文類』(『教行信証』)／ご消息では「ご本典」といっておられます(『化身土巻』六の「後序」(『註釈版聖典』(第二版)四七一～四七三頁)に、承元の法難と源空聖人門下における出来事が示されているだけです。

「後序」には、承元の法難について、つぎのような趣旨を述べておられます。

「ひそかに考えてみますと、聖道門の教えではもはや悟りを開くことができなくなったので、念仏をとたえ阿弥陀仏によって救われる浄土真宗が盛んになった。それにもかかわらず、聖道門の僧たちは、現実を認識することができず、なにが真実の教えであるかわかっていない。また京都の知識階級や指導者たちも、なにが正でありなにが邪であるかとの区別をすることができない。こうした状態のなかで、興福寺の僧たちは、承元元年(一二〇七)二月に、後鳥羽上皇と土御門天皇に、専修念仏の禁止を訴えた。上皇・天皇をはじめ臣下の者たちは、道理にそむき正義にたがい、個人的ないかりでもって人を処罰した。そのため真宗興隆の太祖源空聖人およびその弟子数人は罪がないのに死罪や流罪に処せられた。そのとき僧の身分を俗人に還して流罪にされた。自分もまたそのひとりである。だから私はもはや僧侶でもなく、また俗人でもない。そこで禿という字を姓とする。流罪になって五年の歳月を経た建暦元年(一二一一)十一月十七日に罪を赦された。源空聖人は京都に帰られて、東山大谷に住んでおられたが、建暦二年(一二一二)一月二十五日にご入滅になられた。」

ひきつづき「後序」には、「しかるに愚禿釈の鸞、建仁辛酉の暦、雑行を棄てて本願に帰す」と二十九歳のとき源空聖人のお導きで、阿弥陀仏の本願を信じ念仏する身となられたことをしるされています。そして、

元久二年（一二〇六）三十三歳のときに、源空聖人から『選択本願念仏集』の書写と聖人の真影の図画を許

されたときの状況を詳しく述べ、このころ夢告によって当時の綽空という名を改められたことをも述べてお

られます。このときどのような御名に改められたのかは書いておられません。存覚上人の著わされた『六要鈔

』には、善信と改名されたとしるされています。

聖人がご自身の経歴について書かれたのは右に述べた以外には見当たりません。ただし、聖人の内室恵信尼さまが末娘の覚信尼さまに宛てられた書状「恵信尼消息」に、聖人が比叡山で堂僧をしておられたこと、源空聖人の門下に参入されたときの経緯、関東をご教化されたときのご動向などを詳細にしるしておられます。



親鸞聖人は師匠の「法然房源空」の御名について、『顕浄土真実教行証文類』をはじめ『高僧和讃』『尊号真像銘文』などには「源空聖人」と表記しておられます。

このたびの七百五十回大遠忌のご消息の中で、「親鸞聖人は、……二十九歳の時、聖徳太子の示現を得て、源空聖人に遇われ」としるされたのは、ご本典等にもとづかれたものと拝察されます。

宗門の七百五十年の歩みの中で、それぞれの時代・社会に対応するために、私たちの先人は大変なご苦勞をされました。そして宗門が危機に直面したときは、親鸞聖人のお心に立ちかえることによって苦難を克服してきました。現在の宗門もさまざまな問題を抱えています。その解決については、このご消息の中で指摘しておられますように、「如来の智慧によって、争いの原因が人間の自己中心性にあることに気付く」ことがなによりも大切であると思います。

（本願寺史料研究所長）